

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保
するよう努めなければならない基準

平成二十四年九月十九日 原子力規制委員会告示第二号
最終改正：令和元年七月一日 原子力規制委員会告示第四号

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の二第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八条の二第三項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第七条の二第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条の二第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条の二第三項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第二十七条の二第三項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二十六条第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十五条第三項及び原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）第四条第三項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準

- 1 別表第2に掲げる保存等をする場合には、それぞれ別表第1に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。
- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。
 - (2)「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。
 - (3)「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。
 - (4)「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。
 - (5)「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。

(6)「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附 則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則

この告示は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表第一

基 準
1 ログ ①情報システムには、データの保存及び更新時に保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ②取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること。
2 アクセス ①情報システムには、個人別のID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。 ②情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。 ③個人別のIDは、複数者で共用しないこと。 ④情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。 ⑤情報システムは、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。 ⑥人事異動等で使わなくなったID及びパスワードは、直ちに無効化すること。

3 バックアップ

- ①情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講ずること。
- ②データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。
- ③データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。

4 セキュリティ対策等

- ①外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。
- ②情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。
- ③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。

5 スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）による読み取りに係る取扱い

- ①作業責任者の明確化等スキャナによる読み取りに係る運用管理規程を定めること。
- ②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。

6 情報システムの運用管理

- ①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。
- ②管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。
 - ・事務室及びデータ保管室への入退室管理
 - ・ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
- ③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。
- ④データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。
- ⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。

⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。

7 情報システムの点検・監査

①情報システムの自主点検又は内部監査を定期的に行うこと。

②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

別表第二

保 存

核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2第1項の保存、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の2第1項の保存、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第63条第1項及び第68条第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第13条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条の2第1項の保存、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条の2第1項の保存、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第58条第1項及び第63条第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第45条第1項の保存、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項の保存